⑵　各事項の表示方法

①　文字等の大きさについて

上記２．に掲げる事項（法第15条及び施行規則で定める事項）、並びに上記⑴①、③及び④に掲げる事項（協会員番号、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名称）の表示に際しては、文字級数を９級（６ポイント）以上とする。

また、上記⑴②の貸金業協会マークを表示する際は、視認性が確保される程度の大きさとして、縦４㎜×横４㎜以上とする。

②　啓発文言の表示方法

上記⑴③（啓発文言）を表示するに際しては、以下に掲げる事項について表示する。

ア　貸付条件又は契約内容の確認

イ　使い過ぎ、借り過ぎへの注意

ウ　計画的な借入れ

＜文言例＞

「貸付条件を確認し、借り過ぎに注意しましょう。」

③　指定紛争解決機関の名称の表示方法

上記⑴④（指定紛争解決機関の名称）の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。なお、当該機関と広告主の連絡先等を資金需要者が混同することがないよう表示方法に留意する。

＜記載例＞

当社が契約する貸金業務に係る指定紛争解決機関

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター

※以下の連絡先の表示は任意

0570―051―051

（受付時間９：00～17：00　休：土、日、祝日、12／29～１／４）

⑶　表現内容についての留意事項

表現内容については、以下の事項に留意する。また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、本細則Ⅳ．で定める事項を遵守する。

①　安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。

②　比較広告を行わないこと（※施行規則第10条の23第１項第１号又は同項第１号の２に関する広告を行う場合を除く）。

③　ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内に上記⑴③に規定する啓発文言を表示すること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。

⑷　出稿先について

出稿先については、以下に係る媒体への掲出には留意する。

①　ギャンブル専門

②　風俗専門

Ⅱ．広告出稿審査の対象となる個人向け貸付けの契約に係る広告に関する基準

１．広告出稿審査の対象となる広告の種類

協会員は、以下に掲げる個人向け貸付けの契約に係る広告（※１）を出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得なければならない（規則第45条）。

⑴　テレビＣＭ

⑵　新聞広告（全国紙、地方紙、ブロック紙、スポーツ紙、夕刊紙、専門紙）

⑶　雑誌広告（新聞・電話帳を除いた紙による定期刊行物）

⑷　電話帳広告（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する「タウンページ」）

※１　法第15条（貸付条件の広告等）で定める広告はもちろんのこと、貸付条件を表示していない広告であっても、商品・役務について表示した貸金業の営業広告的内容のものはこれに含む。

２．テレビＣＭ（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等

⑴　表示しなければならない事項

協会員がテレビＣＭを出稿する際は、以下の①から④までの事項を全て表示する。

①　本細則Ⅰ．２．に掲げる事項（法第15条及び施行規則で定める事項）

②　貸金業協会考査承認番号

③　本細則Ⅰ．３．に掲げる事項（その他の必要な表示事項）。なお、同⑹の事項は不動産担保金融等の場合の事項であるため不要となる。

④　本細則1.４．⑴①から③までに掲げる事項（協会員番号、貸金業協会マーク及び啓発文言）。なお、同④（指定紛争解決機関の名称）については、視認性の確保が難しいため、表示不要とする。

⑵　貸付条件等の表示方法

上記⑴①及び②の事項（法第15条及び施行規則で定める事項、貸金業協会考査承認番号）並びに上記⑴④のうち本細則Ⅰ．４．⑴①及び②の事項（協会員番号及び貸金業協会マーク）については、施行規則第12条第３項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に、かつ以下の基準に従って表示する。

各項目	大きさ	秒　数	備　　考
①　貸付利率	32級以上	2.8秒以上	［大きさ］小数点以下については20級以上
②　遅延損害金	12級以上	2.8秒以上	
③　年齢制限	12級以上	2.8秒以上	
④　その他の事項	８級以上	特に指定なし	・法第15条及び施行規則で定める事項を表示 ・貸金業協会考査承認番号を表示 ・協会員であることを示す、協会員番号及び貸金業協会マークを表示

※　文字の大きさは、最低15インチのディスプレイを使用した場合を基準とする。

⑶　啓発文言（本細則Ⅰ．４．⑴③）の表示方法

啓発文言の表示については、以下の事項を遵守する。

①　以下の事項を要素とした文言を表示する。

ア　契約内容の確認（文言例　契約内容をご確認ください）

イ　使い過ぎ、借り過ぎへの注意喚起（文言例　収入と支出のバランスを大切に）

ウ　計画性のある借入れ（文言例　無理のない返済計画を）

②　貸付条件の表示と別に単独で表示する。

③　啓発文言を表示する際、とりきり表示とし、露出秒数を15秒広告の場合は、1.5秒以上とし、30秒広告の場合は2.0秒以上とする。

④　啓発文言表示は、ゴシック体にて18級以上とし、社名表示はＣＩ文字を使用せず15級以下とする。また、その他付随する文言を表示する場合は８級とする。

⑷　表現内容についての留意事項

表現内容については、本細則Ⅰ．４．⑶に記載するもののほか、以下の事項に留意する。

同一内容の15秒広告を２回続けて放送する、いわゆる２段積み放送は行わない。